

○独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程

〔平成25年3月29日
住機規程第32号〕

令和3年12月8日 住機規程第69号改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 基本給（第4条－第6条）
- 第3章 諸手当（第7条－第9条の2）
- 第4章 給与の支給方法（第10条－第14条）
- 第5章 補則（第15条－第24条）

附則

第1章 総則

（適用）

第1条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の再雇用職員（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号。以下「再雇用職員就業規則」という。）第2条第2項に規定する再雇用職員をいう。以下同じ。）に対する給与の支給については、この規程に定めるところによる。

（給与の決定者）

第2条 理事長は、この規程に基づいて、再雇用職員の給与を決定し、これを支給する。

（給与の区分）

第3条 再雇用職員の給与は、基本給及び諸手当とし、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 基本給 本俸
- 二 諸手当 役職手当、特別都市手当、時間外勤務手当、通勤手当、勤勉手当及び寒冷地手当

第2章 基本給

（本俸）

第4条 再雇用職員の受ける本俸は、新たに再雇用職員として採用される際及び雇用期間の更新（再雇用職員就業規則第6条に規定する雇用期間の更新をいう。以下同

じ。)の都度、それぞれの職務及び役職に応じて決定する。

2 本俸の月額は、再雇用職員それぞれの職務及び役職に応じて、次の各号に掲げるシニアアソシエイト職本俸表の等級及び勤務体制（再雇用職員就業規則第16条の適用を受ける勤務（以下「7時間20分勤務」という。））、再雇用職員就業規則第24条の2項第1項の適用を受ける勤務（以下「週4日勤務」という。）又は再雇用職員就業規則第24条の3第1項の適用を受ける勤務（以下「時短勤務」という。）をいう。以下同じ。）に応じた額とする。

一 シニアアソシエイト職本俸表（別表第1）

二 シニアアソシエイト職（補佐役）本俸表（別表第2）

三 シニアアソシエイト職（専門職）本俸表（別表第3）

3 前項の本俸表及び本俸表の等級の項の適用される再雇用職員の範囲は、独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成19年住機規程第3号。以下「職種職位規程」という。）第6条に規定する別表（シニアアソシエイト職に限る。）の定めるところによる。

（再雇用職員の本俸）

第5条 再雇用職員の本俸は、それぞれの職務と役職に応じて適用される前条第2項各号の本俸表において、新たに再雇用職員として採用される場合は退職日に適用されていた独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（平成19年住機規程第30号）第4条第2項各号における等級及び号俸と、雇用期間の更新をする場合は更新日の前日に適用されていた本俸表における等級及び号俸と、それぞれ同じ等級及び号俸とする。ただし、新たに再雇用職員として採用される場合は、再雇用職員として採用される前の能力及び実績を踏まえて1等級上位又は1等級下位の等級に格付することができるものとし、その場合における本俸の額は、次の各号に定めるところにより決定する。

一 1等級上位の等級とする場合 本文の規定により再雇用時に適用される本俸表の等級における号俸の額と同額の1等級上位の等級における号俸の額（同額がない場合は直近上位の号俸の額）に10,000円を加えた額に相当する同等級における号俸の額（同額の号俸の額がない場合は、直近下位の号俸の額）

二 1等級下位の等級とする場合 本文の規定により再雇用時に適用される本俸表の等級における号俸の額と同額の1等級下位の等級における号俸の額（同額がない場合は、直近下位の号俸の額）

い場合は直近下位の号俸の額) から10,000円を減じた額に相当する同等級における号俸の額 (同額の号俸の額がない場合は、直近上位の号俸の額)

- 2 前項の決定について必要な事項は、総務人事部の事務を担当する役員 (以下単に「役員」という。) がその都度定める。

(昇給)

第6条 再雇用職員は昇給しない。

第3章 諸手当

(役職手当)

第7条 役職手当は、独立行政法人住宅金融支援機構組織規程 (平成19年住機規程第2号) 第23条の2に規定する補佐役及び第23条の3に規定する特別専任並びに職種職位規程第7条に規定する専門上席シニアアソシエイト、専門専任シニアアソシエイト及び専門シニアアソシエイトの職務を行う職にある者に対して支給する。

- 2 役職手当の月額は、次の各号に掲げる役職に応じて、当該各号に定める額とする。

一 補佐役 60,000円

二 特別専任 10,000円

三 専門上席シニアアソシエイト、専門専任シニアアソシエイト及び専門シニアアソシエイト 30,000円

- 3 前2項に規定するもののほか、役職手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(特別都市手当)

第7条の2 特別都市手当は、次項各号に掲げる地域に在勤する再雇用職員に対して支給する。

- 2 特別都市手当の月額は、本俸及び役職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 東京都特別区 100分の12

二 大阪市 100分の9

三 横浜市、さいたま市、船橋市及び名古屋市 100分の6

四 広島市及び福岡市 100分の4

- 3 第1項に規定する地域に在勤する再雇用職員がその在勤する地域 (以下「在勤地

域」という。)を異にして異動した場合(当該再雇用職員が再雇用職員として当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められるものとして役員が実施細則に定める場合に限る。)において、当該異動の直後における在勤地域に係る前項各号に掲げる割合が当該異動の日の前日における在勤地域に係る前項各号に定める割合(役員が実施細則に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で役員が実施細則に定める割合とする。以下「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき又は当該異動の直後における在勤地域が第1項に規定する地域に該当しないこととなるときは、当該再雇用職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過する日までの間、特別都市手当の基礎額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の特例都市手当を支給する。ただし、当該再雇用職員が当該異動の日から2年を経過する日までの間に更に在勤地域を異にして異動した場合その他役員が実施細則に定める場合における当該再雇用職員に対する特別都市手当の支給については、役員が実施細則に定めるところによる。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改正された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)

二 前号に掲げる期間が終了した日の翌日から当該異動の日以後2年を経過する日までの期間 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 前3項に規定するもののほか、特別都市手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(時間外勤務手当)

第8条 再雇用職員で時間外勤務(再雇用職員就業規則第19条第1項に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。)、休日勤務(再雇用職員就業規則第25条第1項に規定する休日勤務をいう。以下同じ。)又は1週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務(再雇用職員就業規則第16条に規定する勤務時間(再雇用職員就業規則第24条の2第2項に規定する週4日勤務再雇用職員(以下単に「週4日勤務再雇用職員」という。)にあっては、再雇用職員就業規則第24条の2第3項に規定する勤務時間、再雇用職員就業規則第24条の3第2項に規定する時短勤務再雇用職員(以下単

に「時短勤務再雇用職員」という。)にあっては、再雇用職員就業規則第24条の3第1項に規定する勤務時間)の実際の合計時間が、土曜日を始期、金曜日を終期とする1週間について40時間に達した後に行う勤務をいう。以下同じ。)を行ったものに対しては、時間外勤務、休日勤務又は1週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

- | | | |
|---|--|----------|
| 一 | 勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下この条において「深夜時間」という。)以外である時間外勤務(第5号に掲げる勤務を除く。) | 100分の125 |
| 二 | 勤務時間が深夜時間である時間外勤務(第6号に掲げる勤務を除く。) | 100分の150 |
| 三 | 勤務時間が深夜時間以外である休日勤務(第5号に掲げる勤務を除く。) | 100分の135 |
| 四 | 勤務時間が深夜時間である休日勤務(第6号に掲げる勤務を除く。) | 100分の160 |
| 五 | 勤務時間が深夜時間以外である時間外勤務及び休日勤務(再雇用職員就業規則第24条第4項に規定する日(以下「法定休日」という。)における休日勤務を除く。)のうち、前各号に掲げる勤務(法定休日における休日勤務を除く。)の合計時間(週4日勤務再雇用職員にあっては再雇用職員就業規則第24条の2第3項に規定する勤務時間と当該勤務時間を超えてした時間外勤務の時間との合計、時短勤務再雇用職員にあっては再雇用職員就業規則第24条の3第1項に規定する勤務時間と当該勤務時間を超えてした時間外勤務の時間との合計が、それぞれ再雇用職員就業規則第16条に規定する勤務時間に達するまでの時間を除く。次号において同じ。)が73時間に達した後に行われるもの | 100分の150 |
| 六 | 勤務時間が深夜時間である時間外勤務及び休日勤務(法定休日における休日勤務を除く。)のうち、第1号から第4号まで | 100分の175 |

に掲げる勤務（法定休日における休日勤務を除く。）の合計時間が73時間に達した後に行われるもの

七 1週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務 100分の25

2 前項の規定にかかわらず、週4日勤務再雇用職員又は時短勤務再雇用職員が、再雇用職員就業規則第24条に規定する休日（週4日勤務再雇用職員にあつては、再雇用職員就業規則第24条の2第6項に規定する休日）以外の日において、再雇用職員就業規則第24条の2第3項に規定する勤務時間（時短勤務再雇用職員にあつては、再雇用職員就業規則第24条の3第1項に規定する勤務時間）と当該勤務時間を超えてした時間外勤務の時間との合計が再雇用職員就業規則第16条に規定する勤務時間に達するまでの間の時間外勤務に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の100」と、同項第2号中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同項5号中「100分の150」とあるのは「100分の100」と、同項6号中「100分の175」とあるのは「100分の125」とする。

3 第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸、役職手当及び特別都市手当のそれぞれの月額合計額（第9条の3の規定により寒冷地手当を支給される再雇用職員にあつては、毎月11月1日から翌年3月31日までの間は当該手当の月額を加算した額）に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間で除して得た額とする。

（通勤手当）

第9条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第12条の規定に準じて役員が実施細則に定めるところにより再雇用職員に対して支給する。

（勤勉手当）

第9条の2 勤勉手当は、再雇用職員が6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）において受けるべき本俸の月額及び特別都市手当の月額の合計額に役員が実施細則に定める勤務成績に応じた割合を乗じて得た額に役員が実施細則に定める勤務期間の割合を乗じて得た額を支給する。

2 独立行政法人住宅金融支援機構業績連動型賞与制度実施規程（平成29年住機規程第83号）第3条に定める住宅金融支援機構業績連動型賞与制度委員会の委員長が、同規程第1条に規定する業績連動型賞与制度の実施を決定した場合は、当該決定に基づき役員が実施細則に定める方法により算出した額を、12月1日を基準日として

支給される前項の額に加算し、又は同項の額から減算して支給する。

- 3 基準日に在職する再雇用職員のうち、基準日の属する年度の前年度の上半期及び下半期の評定期間における能力評定（独立行政法人住宅金融支援機構職員人事考課実施規程（平成19年住機規程第26号。以下「人事考課実施規程」という。）第3条第3項に規定する能力評定をいう。以下同じ。）の評語（人事考課実施規程第7条第2項に規定する評語をいう。以下同じ。）がいずれもAであった者に対しては、第1項の額に30,000円を加算し、いずれもCであった者に対しては、同項の額から30,000円を減算して支給する。ただし、新たに再雇用職員として採用された年度の基準日における勤勉手当にあっては、当該年度の前年度の職員（職員就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であった上半期及び下半期の評定期間における能力評定の評語がいずれもS又はAであった者に対しては、第1項の額に30,000円を加算し、いずれもC又はDであった者に対しては、同項の額から30,000円を減算して支給するものとする。
- 4 前項ただし書の規定は、第5条第1項ただし書の規定により1等級上位又は1等級下位の等級に格付された再雇用職員には適用しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（寒冷地手当）

第9条の3 寒冷地手当は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）に準じて役員が実施細則に定めるところにより再雇用職員に対して支給する。

第4章 給与の支給方法

（給与の支払）

- 第10条 再雇用職員の給与は、法令又は理事長と職員の代表者との間の協定で定めるものがあるときは、その再雇用職員の給与から控除すべき額を控除し、その残額を、通貨で直接再雇用職員に支払うものとする。
- 2 再雇用職員に対して給与の支払をする場合は、その都度、役員が実施細則に定める給与簿に必要な事項を記入するものとする。
 - 3 前2項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(給与の支給日)

第11条 再雇用職員の本俸、役職手当、特別都市手当及び寒冷地手当（以下「本俸等」と総称する。）は、当月分を毎月20日（その日が休日（土曜日、日曜日及び祝日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。以下「支給定日」という。）に支給する。

- 2 再雇用職員の時間外勤務手当は、当月分を翌月における支給定日に支給する。
- 3 再雇用職員の通勤手当は、一般職給与法第12条第8項の規定に準じて同項に規定する支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 4 再雇用職員の勤勉手当は、役員がその都度定める日に支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、給与の支給日に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(採用、退職等の場合の給与の支給)

第12条 月の初日以外の日において新たに採用した再雇用職員には、その日から本俸等を支給する。

- 2 月の初日以外の日において勤務体制の変更等により本俸の額に異動を生じた再雇用職員には、その日から新たに定められた本俸、役職手当及び特別都市手当を支給する。
- 3 再雇用職員が、再雇用職員就業規則第49条若しくは第50条の規定により退職し、又は再雇用職員就業規則第51条若しくは第52条の規定により解雇された場合には、その者が退職し、又は解雇された日までの本俸等を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、新たに採用した再雇用職員及び退職し、又は解雇された再雇用職員の給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(日割りによる給与の計算)

第13条 前条第1項から第3項までの規定により本俸又は役職手当を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき（同条第1項の規定により支給する場合に限る。）又はその月の末日まで支給するとき以外のとき（同条第2項の規定により支給する場合に限る。）は、その本俸又は役職手当の支給額は、それぞれの月額をその月の現日数から再雇用職員就業規則第24条に規定する休日（週4日勤務再雇用職員にあつては、再雇用職員就業規則第24条の2第6項に規定する休日）を差し引いた日数で除して得た額に勤務した日数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により本俸又は役職手当が支給される場合の当月分の特別都市手当は、前項の規定により算出した本俸及び役職手当の額の合計額に第7条の2第2項に規定する特別都市手当の支給割合を乗じて得た額を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、日割りによる給与の計算に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(給与の非常時払)

第14条 再雇用職員が、支給定日前であっても、再雇用職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、災害を受け、又は死亡した場合その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるために給与の支給を請求した場合は、請求の日の属する月の初日から請求の日までの給与（勤勉手当を除く。）を支給する。

2 前項に規定する給与の額の計算に当たっては、前条の規定を準用する。

第5章 補則

(欠勤者の給与)

第15条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第22条の規定による欠勤（以下「欠勤」という。）をした場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、それぞれの月額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間で除して得た額にその欠勤により勤務しない時間を乗じて得た額を減額して支給するものとし、当該再雇用職員が欠勤により月の全日数にわたって勤務しなかった場合は、当該月の本俸等は支給しない。

2 前項に規定するもののほか、欠勤をした再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(出勤として取り扱われた場合の特例)

第16条 前条の規定にかかわらず、再雇用職員就業規則第56条第2項、第57条第4項又は第59条第2項の規定により出勤として取り扱われた再雇用職員に対しては、本俸等の全額を支給する。

(休暇の取扱い)

第17条 再雇用職員就業規則第26条に規定する年次有給休暇、再雇用職員就業規則第32条に規定する特別有給休暇及び再雇用職員就業規則第38条に規定する生理休暇のうち有給とされる日については、本俸等の全額を支給する。

(無給休暇者等の給与)

第18条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第34条及び第35条の規定による無給休暇を

受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、第15条第1項の規定を準用する。

- 2 前項に規定するもののほか、無給休暇を受ける再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(介護休業等を受けた再雇用職員の給与)

第19条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第35条の規定による介護休業（以下「介護休業」という。）を受ける場合又は再雇用職員就業規則第36条の規定による介護短時間勤務（以下「介護短時間勤務」という。）を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、第15条第1項の規定を準用する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業又は介護短時間勤務を受ける再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(病気休暇を受けた再雇用職員の給与)

第20条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第37条第1項第1号の規定による療養型の病気休暇（以下「療養型」という。）を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等（第3項に規定する給与を除く。以下この条において同じ。）は、結核性疾患による療養型の場合にあっては療養型を受け始めた日から1年後の日までの間、その他の傷病による療養型にあっては療養型を受け始めた日から6月後の日までの間、その本俸等の全額を支給し、それ以後の療養型を受けた期間については、その半額を支給する。

- 2 再雇用職員就業規則第37条第1項第2号の規定による通院型の病気休暇（以下「通院型」という。）を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、通院型を受ける期間にかかわらず、その本俸等の全額を支給する。

- 3 療養型にあっては、療養型を受け始めた日から療養型を終了する日までの間、役職手当は支給しない。

- 4 月の初日以外の日から療養型を受け始める場合及び月の末日以外の日に療養型が終了する場合の当月の本俸等は、第13条の規定を準用する。

- 5 前各項に規定するもののほか、療養型を受ける再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(育児休業等を受けた再雇用職員の給与)

第21条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第39条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、育児休業を開

始する日から育児休業を終了する日までの間、支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、その配偶者が出産した場合で、子の出生日から8週間以内に受けた最初の育児休業（出産後8週間以内に終了するものに限る。）であつて、当該育児休業の期間から再雇用職員就業規則第24条に規定する休日（週4日勤務再雇用職員にあつては、同条第6項に規定する休日）を除いた日数が5日以内であるもの（以下「産後8週以内育児休業」という。）を受ける再雇用職員に対する本俸等は、全額を支給する。
- 3 育児休業を受けた再雇用職員が職務に復帰した場合においては、役員が実施細則に定めるところにより本俸の月額を調整することができる。
- 4 月の初日以外の日から育児休業を開始する場合及び月の末日以外の日に育児休業を終了する場合の当月の本俸等は、第13条の規定を準用する。
- 5 再雇用職員が再雇用職員就業規則第40条の規定による育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を受けた場合の勤務しなかった時間に係る当該再雇用職員に対する本俸等は、第15条第1項の規定を準用する。
- 6 前各項に規定するもののほか、育児休業を受ける再雇用職員及び育児短時間勤務を受ける再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（休職者の給与）

第22条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第45条の規定により休職（以下「休職」という。）を命ぜられた場合の当該再雇用職員に対する本俸及び特別都市手当は、休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、次の各号に掲げる場合に依つて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給することができる。

- 一 再雇用職員就業規則第45条第1号から第3号までに掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 100分の80
 - 二 再雇用職員就業規則第45条第4号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 100分の60
 - 三 再雇用職員就業規則第45条第5号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 その都度定める。
- 2 休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、役職手当は支給しない。
 - 3 休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間の特別都市手当は、第7条の

2 第2項中「本俸及び役職手当」とあるのを「本俸」と読み替えて算出した額を支給する。

4 月の初日以外の日から休職を命ぜられた場合及び月の末日以外の日に休職が終了する場合の当月の本俸等は、第13条の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、休職を命ぜられた再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(懲戒の場合の給与)

第23条 再雇用職員就業規則第63条第1項の規定により減給の懲戒を行った場合の給与については、理事長がその都度定める。

(1年間の勤務時間)

第23条の2 この規程に定める1年間の勤務時間は、4月1日から翌年の3月31日までの間における所定の勤務時間をもって算出する。

2 第8条第3項並びに第15条第1項第1号及び第2号に規定する1年間の勤務時間は、算出事由発生時の勤務体制における4月1日から翌年の3月31日までの間の所定の勤務時間とする。

(端数計算)

第24条 この規程による給与計算において生じた円未満の端数の計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）に定めるところに準じて行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成27年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号

) 第5章第2節の規定による退職をいう。)をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第17条及び第18条の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成28年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職(独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則(平成25年住機規程第36号)第5章第2節の規定による退職をいう。)をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年12月4日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成29年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職(独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則(平成25年住機規程第36号)第5章第2節の規定による退職をいう。)をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年12月4日から施行する。

(適用)

- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成30年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした職員にあつては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月4日から施行する。

(適用)

- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成31年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした職員にあつては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程（以下「新規程」という。）第4条第2項の規定を適用して得られた再雇用職員の本俸の月額が、この規程による改正前の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程（以下「旧規程」という。）第4条第2項の規定を適用して得られる本俸の月額を下回る場合は、当該再雇用職員が在職の間は、旧規程第4条第2項の規定を適用して得られる本俸の月額を適用する。ただし、新規程第5条第1項ただし書の規定により1等級下位の等級に格付された再雇用職員については、この限りでない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月8日から施行する。

シニアアソシエイト職(補佐役)本俸表

イ 7時間20分勤務

(単位:円)

等級 号俸	5	6	7
1	334,540	383,631	409,272
2	335,534	384,053	
3	336,529	384,476	
4	337,523	384,898	
5	338,518	385,321	
6	339,512	385,743	
7	340,506	386,166	
8	341,500	386,589	
9	342,495	387,011	
10	343,489	387,433	
11	344,484	387,857	
12	345,478	388,278	
13	346,472	388,702	
14	347,383	389,123	
15	348,295	389,547	
16	349,206	389,969	
17	350,118	390,391	
18	351,030	390,730	
19	351,941	391,068	
20	352,852	391,405	
21	353,764	391,744	
22	354,593		
23	355,422		
24	356,250		
25	357,078		
26	357,658		
27	358,238		
28	358,818		
29	359,399		
30	359,978		
31	360,559		
32	361,139		
33	361,719		
34	362,216		
35	362,713		
36	363,210		
37	363,707		
38	364,205		
39	364,702		
40	365,199		
41	365,696		

ロ 週4日勤務又は時短勤務

(単位:円)

等級 号俸	5	6	7
1	243,302	279,004	297,652
2	244,025	279,311	
3	244,748	279,619	
4	245,471	279,926	
5	246,195	280,233	
6	246,918	280,540	
7	247,641	280,848	
8	248,364	281,156	
9	249,087	281,463	
10	249,810	281,769	
11	250,534	282,078	
12	251,257	282,384	
13	251,980	282,692	
14	252,642	282,999	
15	253,305	283,307	
16	253,968	283,614	
17	254,631	283,921	
18	255,295	284,167	
19	255,957	284,413	
20	256,620	284,658	
21	257,283	284,905	
22	257,886		
23	258,489		
24	259,091		
25	259,693		
26	260,115		
27	260,537		
28	260,959		
29	261,381		
30	261,802		
31	262,225		
32	262,647		
33	263,068		
34	263,430		
35	263,791		
36	264,153		
37	264,514		
38	264,876		
39	265,238		
40	265,599		
41	265,961		

シニアアソシエイト職(専門職)本俸表

イ 7時間20分勤務

(単位:円)

等級 号俸	4	5	6	7
1	286,916	314,862	361,064	385,197
2	287,894	315,797	361,462	
3	288,871	316,733	361,860	
4	289,849	317,669	362,257	
5	290,827	318,605	362,655	
6	291,805	319,541	363,052	
7	292,782	320,476	363,450	
8	293,760	321,412	363,848	
9	294,738	322,348	364,246	
10	295,716	323,284	364,643	
11	296,694	324,220	365,042	
12	297,671	325,156	365,438	
13	298,649	326,091	365,837	
14	299,138	326,949	366,234	
15	299,626	327,807	366,632	
16	300,116	328,665	367,030	
17	300,605	329,523	367,427	
18	301,094	330,381	367,746	
19	301,582	331,238	368,064	
20	302,071	332,096	368,382	
21	302,560	332,954	368,700	
22	303,049	333,734		
23	303,538	334,514		
24	304,026	335,294		
25	304,515	336,074		
26	305,005	336,619		
27	305,494	337,166		
28	305,982	337,711		
29	306,471	338,258		
30	306,960	338,803		
31	307,449	339,350		
32	307,938	339,895		
33	308,426	340,442		
34	308,915	340,910		
35	309,404	341,377		
36	309,894	341,845		
37	310,382	342,313		
38	310,871	342,781		
39	311,360	343,249		
40	311,849	343,717		
41	312,338	344,185		

ロ 週4日勤務又は時短勤務

(単位:円)

等級 号俸	4	5	6	7
1	208,666	228,991	262,592	280,143
2	209,377	229,671	262,881	
3	210,088	230,351	263,171	
4	210,799	231,032	263,460	
5	211,511	231,713	263,749	
6	212,222	232,393	264,038	
7	212,932	233,073	264,327	
8	213,644	233,754	264,617	
9	214,355	234,435	264,906	
10	215,066	235,116	265,195	
11	215,777	235,796	265,485	
12	216,488	236,477	265,773	
13	217,199	237,157	266,063	
14	217,555	237,781	266,352	
15	217,910	238,405	266,641	
16	218,266	239,029	266,931	
17	218,622	239,653	267,220	
18	218,977	240,277	267,452	
19	219,332	240,900	267,683	
20	219,688	241,524	267,914	
21	220,044	242,148	268,145	
22	220,399	242,716		
23	220,755	243,283		
24	221,110	243,850		
25	221,465	244,417		
26	221,822	244,814		
27	222,177	245,212		
28	222,532	245,608		
29	222,888	246,006		
30	223,244	246,402		
31	223,599	246,800		
32	223,955	247,196		
33	224,310	247,594		
34	224,665	247,935		
35	225,021	248,274		
36	225,377	248,615		
37	225,732	248,955		
38	226,088	249,295		
39	226,444	249,636		
40	226,799	249,976		
41	227,155	250,316		